

①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)				
②名称	State Service on Intellectual Property under the Ministry of Economy and Development of Turkmenistan				
③所在地	106, Magtymguly Avenue, 744000 Ashgabat				
④連絡先	(電話) (99 312) 39 46 86		(FAX) (99 312) 98 24 45		
	(E-mail) tmpatent@online.tm		(internet) http://fineconomic.gov.tm/ru		
⑤組織の長	Deputy Chairman: Mr. Orazmyrat Saparmyradov				
⑥沿革	(1)トルクメニスタンにおいては、1993年法律第867-X IIにより特許法(特許、意匠及び商標を含む)が制定され、1993年10月1日が施行された。 (2) 2008年11月に特許法、意匠法及び商標法の改正が行われた。				
⑦所管	特許権, 商標権, 意匠権, 著作権				
⑩加盟条約	WIPO 1991/12/25	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1991/12/25	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ 1999/9/28	PCT 1991/12/25	ロカルノ 2006/6/7	ニース 2006/6/7
	ストラスブール 2007/3/7	ウィーン 2006/6/7	WTO		

①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	61	36	62	64
		(内 外国出願)	61	35	62	64
		(内 日本から)		2	2	1
	商標	全数	1,931	1,898	1,896	1,644
		(内 外国出願)	1,931	1,898	1,896	1,644
		(内 日本から)	47	43	22	30
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
意匠	全数	56	31	39	62	
	(内 外国出願)	56	31	38	62	
	(内 日本から)	3	1	2	1	
商標	全数	2,269	2,121	2,258	1,791	
	(内 外国出願)	2,269	2,121	2,258	1,791	
	(内 日本から)	57	50	32	36	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> 特許部は、経済財務省(Ministry of Economy and Finance)の下部組織である。
(情報が得られませんでした)

①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2008年10月23日施行(2008年特許・意匠法改正法)
	③地理的効力の範囲	トルクメニスタン国内のみ
	④他国制度との関係	ユーラシア特許条約加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許意匠法第8条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。トルクメニスタンに非居住の出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。 (特許意匠法第51条(2))
	⑦出願言語	トルクメン語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。医薬、農薬及び殺虫剤は5年の延長ができる。 暫定特許は出願日から10年。 (特許意匠法第4条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許意匠法第5条(1))
	⑩グレースピリオド	次の事項が規定されている。期間は開示日から6月。 ・発明者、出願人又はこれらの人から直接又は間接に情報を得た人による開示。 (特許意匠法第5条(2))
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (1) 科学の理論及び数学的方法 (2) 経済組織及び経営の方法 (3) シンボル、スケジュール、規則 (4) 精神的な行為の遂行方法 (5) アルゴリズム及びコンピューター・プログラム (6) 集積回路のトポグラフィー (7) 建築・建物のレイアウトのためのプロジェクト及びプラン (8) 植物品種または動物種 (9) 公衆の利益、人間性の原則及び道徳規準に反する発明 (特許意匠法第5条(3))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。審査請求を待って実体審査が行なわれる。 (特許意匠法第20条～第23条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から5年以内に審査請求をしなければならない。この審査請求を行わないときは、当該出願は暫定特許が付与される。 (特許意匠法第22条(4)、同第23条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。早期審査の請求が行われた時は、当該出願については請求から3月以内に暫定特許の付与又は取消しの処理が行われる。 (特許意匠法第22条(1))
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後に、公報より出願に関する情報が公開される。 (特許意匠法第21条(3))
	⑯異議申立制度の有無	有。権利有効期間中、異議申立を行うことができる。 (特許意匠法第37条(1)～(3))
	⑰無効審判制度の有無	無。権利有効期間中、特許の無効を請求することができる。 なお、無効の理由が虚偽表示に関するときは、特許の無効は裁判所に提訴しなければならない。 (特許意匠法第37条(1)～(3))
	⑱実施義務	有。3年。登録後、3年間の不使用は、不使用取消の対象となる。 (特許意匠法第35条(1))

①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2008年10月23日施行(2008年特許・意匠法改正法)
	③地理的効力の範囲	トルクメニスタン国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	意匠の創作、その承継人又は譲受人 (特許意匠法第8条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。トルクメニスタンに非居住の出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。 (特許意匠法第51条(2))
	⑦出願言語	トルクメン語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から15年。暫定意匠は出願日から10年。 (特許意匠法第4条(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許意匠法第5条(1))
	⑩グレースピリオド	次の事項が規定されている。期間は6月。 ・意匠の創作者、出願人又はこれらの人から直接又は間接に情報を得た人による開示。 (特許意匠法第5条(2))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている(特許意匠法第5条(3)) (1) 専ら物品の技術的機能によってのみ決められる意匠 (2) 建築物、工業的、水技術的構造物、その他静止構造物に関する意匠 (3) 印刷物に関する意匠 (4) 液体、気体等の物質及びばら荷商品からなる不安定な対象に関する意匠 (5) 公序良俗に反する意匠
	⑫実体審査の有無	有。審査請求を待って実体審査が行なわれる。 (特許意匠法第25条～第28条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から5年以内に審査請求をしなければならない。この審査請求を行わないときは、当該出願は暫定意匠が付与される。 (特許意匠法第27条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。早期審査の請求が行われた時は、当該出願については請求から3月以内に暫定特許の付与又は取消しの処理が行われる。 (特許意匠法第27条(1))
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類を使用している。(トルクメニスタンは、ロカルノ協定の加盟国)
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。権利有効期間中、意匠の無効を請求することができる。 なお、無効の理由が虚偽表示に関するときは、意匠の無効は裁判所に提訴しなければならない。 (特許意匠法第37条(1)～(3))

①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)						
	②③登録表示義務						
	②④費用 単位 TMM (トルクメニスタン ・マナト)	[出願から登録までに掛かる費用]					
		出願料	100 US\$				
		登録料					
		[意匠権の維持に掛かる費用]					
		1年次	50 US\$	6年次	175 US\$	11年次	300 US\$
		2年次	75 US\$	7年次	200 US\$	12年次	325 US\$
		3年次	100 US\$	8年次	225 US\$	13年次	350 US\$
		4年次	125 US\$	9年次	250 US\$	14年次	375 US\$
		5年次	150 US\$	10年次	275 US\$	15年次	400 US\$
	②⑤料金減免措置 の有無	無。					

①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2008年10月23日施行(2008年商標法改正法)
	③地理的効力の範囲	トルクメニスタン国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、地理的表示 (商標法第6条(2)、第21条、第33条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標 (商標法第3条)
	⑦出願人資格	自然人、法人 (商標法第4条3)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第25条1)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。トルクメニスタンに非居住の出願人は、トルクメニスタンの代理人を選任しなければならない。 (商標法第6条)
	⑪出願言語	トルクメン語 (商標法第7条(4))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年毎に更新できる。 (商標法第37条)
	⑬グレースピリオド	無。国際博覧会における展示による標章の開示の場合については、優先権主張して展示日から6月以内に出願することにより、救済を受けることができる。 (商標法第8条)
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。(商標法第5条) (1) 識別性のない標章 (2) 国旗、国章、国の呼称、国際政府間組織の記章及び略称又は完全呼称、検印、保証刻印等、装飾その他の記章よりなる標章 (3) ある種の商品の呼称として一般に知られている標章 (4) 一般的に受け入れられている記号、用語よりなる標章 (5) 商品の種類、品質、数量、特性、用途及び価値を示す標章 (6) 商品、サービス又は商品の生産について消費者を欺瞞し、混同させる標章 (7) 公序良俗に反する標章
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。周知商標を登録して保護する制度はないが、周知商標は保護される。 (商標法第47条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第11条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
㉒異議申立制度の有無	無。付与前の異議申立制度はないが、付与後異議申立制度はある(商標法第29条(3))。	
㉓無効審判制度の有無	付与後異議申立制度:有(商標法第29条(3)) 無効審判制度:有。無効理由が第5条(5)、(6)に関するものであるときは、登録日から5年以内に商標の無効を申立てなければならない。(商標法第29条(1)、第5条(5)、(6))	

①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)	
②④不使用取消制度の有無		有。3年。登録後、継続して3年間の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第23条(4))
②⑤商標分類		国際分類を使用している。(トルクメニスタンは、ニース協定の加盟国) (商標法第11条(2))
②⑥図形要素の分類		ウィーン協定に基く標章の図形要素の国際分類を採用している。(トルクメニスタンは、ウィーン協定加盟国) (商標法第11条(2))
②⑦譲渡要件		商標は、営業とは関係なく譲渡することができる。 (商標法第26条)
②⑧費用 単位 TMM (トルクメニスタン・マナト)		[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 200 US\$(1クラス) 100 US\$(1超の各クラスにつき) 登録料 250 US\$ [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 500 US\$
②⑨料金減免措置の有無		無。